

死刑のあり方についての若干の意見 ～ 検察官経験者の立場から ～

平成 22 年 9 月 9 日
本 江 威 熹

1 はじめに

(1) 死刑存廃問題の検討の視点

- 刑事政策の理想は、「犯罪」もなく、「刑罰」も必要がない社会であるが、現実には凶悪・残虐な犯罪は絶えることがない。
- 死刑制度の「廃止」とは、「無差別の大量殺人」でも、「計画的に複数の人命を奪った誘拐殺人や強盗殺人」でも、死刑になることはないということ。
- そのような刑罰のあり方が、罪と罰との「バランス」を保ったものとして、国民に受け入れられるかという問題である。

(2) 我が国における死刑の運用の現状

- 死刑が適用されている事件は、いずれも、この上なく凶悪・残虐なものに限られている。
- 死刑の適用基準は、最高裁判例（昭和 58 年 7 月 8 日）でも示されているとおり、極めて厳格なもの。
 - ※ 犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。
- 検察実務において、死刑の求刑は、被告人に有利な事情をも最大限考慮し、最高裁判例で挙げられた要素等に照らして慎重に検討しても、「極刑以外にあり得ない」という場合に限って死刑を求刑している。裁判所の判断は、更に厳格であるといえる。
 - ※ 統計では、平成 20 年の地裁通常事件の有罪判決言渡し人員 6 万 6 3 7 8 人に対して、死刑判決は 5 件（約 0. 0075%）。

※ 第一審における死刑の言渡人員（平成12年～21年）

年次	総数	殺人	強盗致死・ 強盗殺人
12年	14	6	8
13年	10	5	5
14年	18	12	6
15年	13	9	4
16年	14	9	5
17年	13	11	2
18年	13	2	11
19年	14	10	4
20年	5	3	2
21年	9	5	4

（犯罪白書、司法統計年報による。）

※ 実際に、私の約1年間（平成4年～5年）の東京地検公判部長在任中、東京地検・東京地裁における死刑の求刑・判決は、1件もなかった。

2 死刑制度と正義の実現

(1) 国民の意識

○ 直近の内閣府世論調査において、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」との意見は約6パーセントであるのに対し、死刑存置を容認する意見は約86パーセントである。

また、死刑存置の理由として、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」、「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」を挙げる意見がそれぞれ半数以上あり、死刑制度は、今日でも、国民の正義感情に適う刑罰であると考えられる。

※ NHKの世論調査結果（平成22年5月実施）

問 あなたは、日本で死刑制度を存続させたほうがよいと思いますか。それとも廃止したほうがよいと思いますか。次の4つの中から1つ選んでお答えください。

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 存続させたほうがよい | 40.2% |
| 2. どちらかといえば存続させたほうがよい | 35.6% |

- | | |
|----------------------|-------|
| 3. どちらかといえば廃止したほうがよい | 11. 2 |
| 4. 廃止したほうがよい | 5. 7 |
| 5. わからない、無回答 | 7. 3 |

(NHKホームページ)

- 刑事制度が国民の正義感情に支えられるものである以上、こうした一般国民の意見は重視されるべきもの。
- 我が国の国民は、現に裁判官と共に裁判員制度を担うに至っている。死刑の存置を求める国民の意見を、十分な情報に接していないためであるとか、人権感覚の低さのためであるなどと考えるべきではない。

(2) 犯罪被害者や遺族の感情

- 私は、捜査・公判を通じて被害者・遺族の心情に接してきた。
死刑を求める遺族感情は、正に人間としての自然な感情の発露であると感じられ、それを軽視することはできない。
→ 私が東京地検刑事部本部係在任中に経験した事例から
- 犯人が死刑になったからといって、必ずしも被害者・遺族の感情が慰撫されるわけではないが、国家として、これら被害者・遺族の感情を切り捨てることは許されないのではないか。

(3) まとめ

- これら国民意識や被害者・遺族感情が、人間として誤っていると、正義に合わないなどとは、到底言えない。
社会における正義の実現という観点からは、むしろ、刑罰制度が、このような国民意識や被害者・遺族感情を十分に汲み取ったものであるのかが問われる。
- 死刑の存廃は、机上で論じられるものではなく、具体的な事件の実態に即して論じられるべきものではないか。

3 死刑の犯罪抑止力

(1) 死刑の存在が社会一般に与える影響

- 一般に、刑罰には犯罪抑止効果があると考えられており、その点は死刑も同様のはずである。無期懲役刑よりも格段に重い刑である死刑

に犯罪抑止効果を認めないのは、不自然ではないか。

- 「最も重い罪を犯せば死刑になることもある」という意識が国民全体に浸透し、体得されることにより、罪を犯すことを思いとどまる力として働くと考えられる。

この意味で、死刑制度の存在が長期的に見た場合の国民の規範意識の維持に有用であることは否定しがたいと思われる。

- 死刑に一般の刑罰とは異なる犯罪予防効果があるのかについて、統計的手法（例えば、死刑廃止前後の殺人事件の発生率の比較）で結論を出すことは困難である。
- 国民意識としても、死刑が廃止された場合、凶悪な犯罪が増えるという意見が約62パーセントあり、死刑の犯罪抑止効果は広く認識されている。

(2) 特別予防効果

死刑には、その犯人自身が再犯に及んで、再び罪のない他人の生命を奪うという事態を防ぐ効果がある。犯罪抑止力については、このような特別予防効果も考慮に入れておく必要がある。

4 死刑廃止論についての考え

(1) 死刑は、野蛮な刑であるとの意見について

「野蛮」かどうかは、個々人の認識や評価にかかわる問題でもあり、見解の一致は困難であろう。

ただ、指摘しておきたいのは、我が国では、銃器を所持する犯人を逮捕する場面などにおいても、警察官が犯人を銃器で射殺する事態はまずないという点である。我が国においては、殺人犯であっても、その生命も尊重し、正当な裁判手続を踏んだ上で、「極刑以外に考えられない」と判断された者だけが死刑に処せられる。

仮に、死刑制度がなくなれば、警察官をどれだけ殺害しようとも死刑にはならないのであるから、逮捕を免れるため、犯人からの警察官に対する攻撃に歯止めがなくなり、警察官側からの反撃も熾烈を極めることとなって、多くの犯人を殺害することとなるのではないかと危惧してい

る。

裁判を経ることなく、逮捕の場面等で犯人を射殺することと、正当な刑事手続を踏んだ上で、裁判の結果、死刑判決を科すことのどちらが野蛮であるかは、論をまたないであろう。

(2) 誤判による死刑を防げないとの意見について

私は、いわゆる犯人性が問題となる重大事件の捜査を多数経験したが、これらの事件の捜査は、厳格な手続に従って実行され、例えば、仮に被疑者が自白していたとしても、直ちに犯人であるとの認定に至るのではなく、綿密な取調べを実施し、詳細な供述を得て、その裏付け捜査を実施し、自白の信用性等を慎重に吟味した上で、犯人であることに一点の曇りもない場合に限って起訴するなど、極めて慎重に行っている。

また、公判においても、検察官は、有罪であることについて合理的疑いを超える立証を求められ、被告人側にも十分な防御権が保障された上で、極めて厳格な事実認定が行われており、三審制度も保障されている。

したがって、無実の者が死刑に処せられるようなことはないものと確信している。

なお、誤判を理由とする死刑廃止論の立場からは、誤判のおそれがおよそないという事件であれば、死刑を科すことも認められることになるのであろうか。

(3) 凶悪犯人であっても更生可能性があるとの意見について

凶悪犯人にも更生の可能性があるとを否定するものではないし、その可能性が量刑上考慮される事情の一つとなることにも異論はない。

ただ、いかに本人の更生可能性を考慮しても、なお極刑をもって臨むべき事案があるのではないか（すなわち、無差別に多数の者を殺害しても、後に反省すれば極刑を免れてよいのか）という問題は残る。更生可能性という加害者側の事情だけを根拠として死刑を否定することはできないのではないか。

(4) 死刑の廃止は国際的潮流であるとの意見について

今のところ、私自身は、「国際的潮流」の有無について意見を申し上げ

げるだけの知見を持たない。また、国際的な動向に無関心でよいとも思わないが、仮に、国際的に死刑を廃止する国が多くなったとしても、直ちに我が国において死刑制度を廃止すべきであるということにはならないと考える。

刑事司法実務に携わった経験から、刑事司法制度の適正な運用のためには、国民の制度に対する信頼が不可欠であることを実感する。そのような信頼を得るためには、制度自体が国民の正義感に支えられたものでなければならないことも自明である。

そして、そのような正義感は、各国における文化的背景や社会情勢、犯罪情勢等に大きく影響を受けるものであるから、刑罰制度を他国と同様にすればよいということにはならないと思われる。

(5) 裁判員にとって過重な精神的負担となるとの意見について

私も、裁判員制度が、長期的に見た国民の刑罰に対する考え方や感じ方を変えていく可能性自体を否定するものではない。

ただ、この制度は、国民の感覚を裁判の内容に反映させ、司法に対する国民の理解と支持を深めるために導入されたものであり、裁判員として参加する国民には、裁判官と協働して、良心に基づいた適正な判断をする能力が備わっているというのが、この制度の前提である。にもかかわらず、例えば、判断者である裁判員の負担になるからという理由で死刑を廃止・制限するべきであるというような意見があるとすれば、国民を信頼していない議論であると言わざるを得ないのではないか。